

各種支援策

将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な新規就農者への支援制度があります。

(R3.4.1現在)

●長期農業研修時の支援

区分	事業名	対象	限度額 助成額	助成等の要件	助成期間
国	農業次世代人材投資事業 (準備型) 農業技術および経営ノウハウ取得のための研修に専念する就農希望者を支援	就農時 50歳未満 (※夫婦一人ずつ対象)	150万円/年	適切な研修を行っていない、研修終了後1年以内に就農しなかった、給付期間の1.5倍の期間就農を継続しなかったなどの場合、全額返還	研修期間 (最長2年)
町	長期農業研修生実践研修支援事業	就農研修生	(基本) 3万円/月 (実績) 30万円~	実績支援事業は、地域標準反収との割合により、30~44万円	実践研修期間
農業公社 北海道	農家研修受入体制強化事業	就農研修者	14,566円/年	傷害保険加入掛金2/3以内	研修期間
	大型特殊免許取得支援事業	就農研修者	50,000円	免許取得経費1/2以内	研修期間

長期農業研修中に利用できる宿泊施設(農業担い手研修センター)を完備しています。1LDK~3LDKのタイプに個別入居。プライベートが確保できますし、家族で居住することもできます。(家賃月額13,000円~20,000円 光熱水費別)

●就農時の支援

区分	事業名	対象	限度額 助成額	助成等の要件	助成期間等
国	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 経営リスクを負っている新規就農者の経営を支援	就農時 50歳未満 (※夫婦で共同経営1.5人分)	・1~3年目 150万円/年 ・4~5年目 120万円/年	・経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合、全額返済 ・前年の世帯所得が600万円超の場合、交付停止	経営開始後 5年間
町	新規就農者等就農支援事業 (助成事業)	就農時 50歳未満	・独立自営 200万円 ・法人構成員 50万円 ・法人従業員 10万円	助成金につき償還の必要はないが、就農後、5年以内に離農した場合は全額返還。	1回
	新規就農者等就農支援事業 (貸付事業)		500万円 ※美瑛町農協が定める重要品目を作付する場合に限る	無利子 償還13年以内 (据置3年以内)	1回
	新規就農者等就農支援事業 (利子補給等事業)		資金借入に係る利子及び保証料分	対象資金: 経営開始後5年目まで(農地購入は6年目まで)に貸付実行された農業制度資金及びJA統一資金 貸付事業と重複不可	借入日から 5年間
	新農業人研修奨励事業		新農業人	20万円	機構が定めた研修の受講
公庫資金	青年等就農資金 農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要資金の融資(ただし、農地取得に要する経費を除く)	認定新規就農者	3,700万円	無利子 償還17年以内 (据置5年以内)	経営開始後 5年間

●営農への支援

区分	事業名	対象	助成率	内容
J美瑛町 A	トマト増反振興対策事業 (助成事業)	JA組合員等	・ハウス、加温機・ボイラー/40%	町が20%、JAがJAとの賃借契約で年間賃借料の20%を助成
J美瑛町 A	土づくり事業(助成事業)	JA組合員等	・緑肥種子/90% (景観作物/95%) ・堆肥運搬料/60%	良質な土づくりに不可欠な緑肥作物の種代、並びに堆肥運搬料の一部助成

※認定新規就農者・市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者

(18歳から45歳未満又は65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者)